

# 北播磨総合医療センター企業団放射線障害予防規程

〔平成25年7月8日〕  
〔企業管理規程第18号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
  - 第2章 職務及び組織（第7条－第17条）
  - 第3章 放射線取扱主任者の代理者に関する事（第18条－第19条）
  - 第4章 管理区域（第20条－第21条）
  - 第5章 維持及び管理（第22条－第25条）
  - 第6章 放射線発生装置及び放射性同位元素の使用（第26条－第27条）
  - 第7章 放射性同位元素の受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄（第28条－第34条）
  - 第8章 測定（第35条－第37条）
  - 第9章 教育及び訓練（第38条）
  - 第10章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置（第39条－第40条）
  - 第11章 記帳及び保存（第41条）
  - 第12章 地震、火災その他の災害が起こった際の措置に関する事（第42条）
  - 第13章 危険時の措置に関する事（第43条）
  - 第14章 情報提供に関する事（第44条）
  - 第15章 業務の改善に関する事（第45条）
  - 第16章 報告に関する事（第46条－第47条）
  - 第17章 その他（第48条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本規程は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下「法」という）及び「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」（以下「規則」という）の規定に基づき、北播磨総合医療センター（以下「医療センター」という。）における放射性同位元素、放射化物並びに放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の

安全を確保することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 本規程は、医療センターの放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。ただし、診療を受ける患者は本規程の適用外とする。

(用語の定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。本条に規定しない用語については法、同施行令（以下「令」という。）及び規則の規定に準ずる。

- (1) 「放射線業務」とは、放射性同位元素の受入れ・払出し、使用、保管、運搬、廃棄の作業及び放射線発生装置の使用の作業並びに放射化物の廃棄の作業をいう。
- (2) 「放射性同位元素」とは、令第1条に規定する放射性同位元素のうち、告示第1条第1号の放射性同位元素をいう。
- (3) 「放射性同位元素等」とは、放射性同位元素及び放射化物をいう。
- (4) 「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染されたもので、平成24年3月文部科学省科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室 事務連絡別添に示された医療用直線加速器の部品をいう。
- (5) 「放射線施設」とは、法に規定する使用施設(使用室)、貯蔵施設、保管廃棄施設をいう。
- (6) 「業務従事者」とは、法に定めた放射線業務従事者をいい、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、医療センターの管理区域に立ち入る者で、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が承認登録した者をいう。
- (7) 「一時立入者」とは、業務従事者以外の者であって、見学や保守点検等で放射線作業以外の目的のために管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(他の規程との関連)

第4条 医療センターでの放射線作業に関わる保安については、本規程に定めるものの他、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規則の定めによる

- (1) 「北播磨 運用手順」
- (2) 「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」

(細則等の制定)

第5条 病院長は、「法」及び本規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。

- (1) 放射線安全管理委員会運営規則

(2) 放射線障害予防規程運用規則

(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び一時立入者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 病院長は、放射線取扱主任者及び放射線管理責任者が法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 病院長は第9条に定める放射線安全管理委員会が本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

第2章 職務及び組織

(組織)

第7条 医療センターにおける放射線業務に従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、別図1のとおりとする。

(総括及び責任者)

第8条 病院長は、医療センターにおける放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱等業務（委託した業務を含む）に関して安全管理上の最終的な責任を有し、係る業務を総括する。

2 第10条第1項で選任された主任者は、第12条に定める職務を担うと共に、前項に関わる業務の監督責任を負う。

3 施設管理責任者は、第16条施設管理担当者の業務を総括し、放射線施設の維持及び管理業務の管理責任を負う。なお施設管理責任者の選任については運用細則に定める者を病院長が指名する。

4 放射線管理責任者は、第14条放射線管理担当者の業務を総括し、その管理責任を負う。なお放射線管理責任者の選任については運用規則に定める者を病院長が指名する。

5 産業医は、第39条に規定する健康診断に関する業務を総括する。なお産業医の選任については運用細則に定める者を病院長が指名する。

6 病院長は、法令及び本規程に係る安全管理上必要な事項について、第2項から第5項までの者に対し、随時報告をさせることができる。

(放射線安全管理委員会)

第9条 病院長は、放射線障害防止について必要な事項を企画審査するために、医療センターに放射線安全管理委員会を置く。

2 委員長は、原則として病院長が指名する。

3 委員は、放射線取扱主任者、放射線管理責任者、施設管理責任者、放射線科部長、産業医その他から病院長が任命する者。

4 委員会では、以下について審議する。また委員会の運営については、別に定める放射線安全管理委員会運営規則によるものとする。

- (1) 放射線施設の変更及び保守管理
- (2) 安全管理体制
- (3) 放射性同位元素等並びに放射線発生装置の管理状況
- (4) 放射線業務従事者の管理
- (5) 危険時や事故発生時の措置対応
- (6) 放射線障害予防規程の変更
- (7) その他、放射性同位元素等並びに放射線発生装置の取り扱い及びその管理に関する事項

(主任者の選任及び解任)

第10条 病院長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督・指導を行わせるため、「法」に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから主任者を1名以上選任しなければならない。この場合において、放射性同位元素等及び放射線発生装置等を診療目的のみに用いるときは、医師又は歯科医師を主任者に選任することができる。

2 病院長は、主任者を選任、又は解任したときは、それぞれを行った日から30日以内に原子力規制委員会へ「法」第34条第2項による届出を行わなくてはならない。

(放射線取扱主任者定期講習)

第11条 病院長は、主任者に対し、「法」第36条の2の規定により原子力規制委員会の登録を受けた者が行う放射線取扱主任者の資質向上を図るための講習（以下、「定期講習」という。）を一定の期間内に受けさせなければならない。

2 前項の期間は次の各号に定める期間とする。

- (1) 主任者に選任された日から1年以内（選任される前、1年以内に定期講習を受けた者は除く）
- (2) 前回の定期講習を受けた翌年度の開始日から3年以内

(放射線取扱主任者の職務)

第12条 主任者は、医療センターにおける放射線障害の発生の防止に係る監督・指導に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程及び細則等の作成及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、通知、届出、報告の審査
- (4) 施設検査、定期確認・定期検査、立入検査等の立合い

- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
  - (6) 危険時の措置、報告、対策への参画
  - (7) 病院長に対する意見の具申
  - (8) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
  - (9) 放射線管理責任者、施設管理責任者、放射線業務従事者に対する指導
  - (10) 関係者への助言、勧告及び指示
  - (11) 放射線安全管理委員会の開催の要求
  - (12) 放射線業務従事者等の登録承認及び監督指導
  - (13) 自主点検に関する報告
  - (14) 選任主任者の定期講習の受講
  - (15) 教育及び訓練の立案・実施、健康診断の計画等に関する指導及び指示
  - (16) 医療センターの廃止等に関する必要事項
  - (17) その他放射線障害防止に関する必要事項
- (放射線管理責任者の職務)

第13条 放射線管理責任者は、第14条放射線管理担当者の業務を総括し、放射線管理の責任を負うとともに、次の職務を担う。

- (1) 業務従事者の登録に関する業務
  - (2) 第14条リニアック管理担当者及びPET管理担当者の指名
  - (3) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
  - (4) 放射線防護に関する事項についての、関係者への助言、勧告及び指示
  - (5) 第36条場所の測定
  - (6) 巡視及び点検並びに自主点検に関する業務
  - (7) 第41条記帳・記録の管理
  - (8) 放射性同位元素の保管状況の調査
- (放射線管理担当者)

第14条 放射線管理責任者と緊密な連携を図り、放射線安全管理の実務を遂行するために放射線管理担当者を置く。なお放射線管理担当者の選任については、放射線管理責任者が放射線治療室にリニアック管理担当者1名、PET室にPET管理担当者1名を第15条に定める業務従事者より指名する。

2 リニアック管理担当者は、次の業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線による被ばくの管理
- (2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び放射化物による汚染の管理
- (3) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (4) 放射化物の処理に関する業務

(5) 第41条帳簿の記帳及びその保存

3 PET管理担当者は、次の業務を行う。

- (1) 放射性同位元素の受入、払出、使用、保管及び運搬の管理
- (2) 放射線測定器の保守管理
- (3) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
- (4) 第41条帳簿の記帳及びその保存

(業務従事者)

第15条 医療センターにおいて放射線作業に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 業務従事者は、所属部門の長の申請に基づき、主任者が承認した上で登録する。主任者は登録されている業務従事者を病院長へ報告する。

3 主任者は、前項の承認・登録を行うに当たり管理区域立ち入り前の教育及び訓練の受講並びに健康診断について、登録希望者がそれぞれ完了していることをあらかじめ確認しなければならない。

4 登録予定者は、管理区域への立ち入り前に、第38条の教育及び訓練と第39条の健康診断をそれぞれ受講及び受診しなければならない。

5 業務予定者は、登録後は第38条の教育及び訓練と第39条の健康診断をそれぞれ受講及び受診しなければならない。

(施設管理担当者)

第16条 施設管理業務を行うため、施設管理課に施設管理責任者が指名する施設管理担当者を置く。

2 施設管理担当者は、放射線施設について次の業務を行う。

- (1) 建物の維持管理に関する業務
- (2) 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
- (3) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- (4) 巡視及び点検並びに自主点検に関する業務

(健康管理担当者)

第17条 健康管理業務を行うため、経営管理課に健康管理担当者を置く。

2 健康管理担当者は、業務従事者に対する健康診断計画を立案し、健康診断を実施する。

3 健康管理担当者は、業務従事者の個人被ばく線量測定記録個人票を運用細則により配布・交付する。

第3章 放射線取扱主任者の代理者に関すること

(放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任)

第18条 病院長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行う

ことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第10条第1項に規定する主任者の代理者（以下（代理者という。）を選任しなければならない。主任者の代理者の資格は、第10条第1項を準用する。

2 病院長は、前項の期間が30日以上となる場合は、代理者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ法第37条第3項による届出を行わなくてはならない。

3 病院長は、第1項の期間が終了したときは、代理者を解任する。なお前項により選任の届出を行ったときは、解任した日から30日以内に原子力規制委員会へ法第37条第3項による届出を行わなくてはならない。

（放射線取扱主任者の代理者の職務）

第19条 代理者は、主任者がその職務を行うことができない期間中、第12条に規定する主任者の職務を代行しなければならない。

#### 第4章 管理区域

（管理区域）

第20条 病院長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域は、次の各号に該当する室又は区域とする。

(1) 法に規定する使用施設、貯蔵施設並びにその区域

(2) 外部放射線に係る線量が3月につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域

3 放射線管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 業務従事者として第15条に基づき登録された者

(2) 診療を受ける患者

(3) 一時立入者

（管理区域に関する遵守事項）

第21条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 一時立入者が管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。

(3) 放射線測定器を指定された位置に着用すること。

(4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

(5) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

- (6) 一時立入者は主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 放射化物を取り扱う管理区域に立ち入る業務従事者は、前項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 専用の履物その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれのあるときは、直ちに放射線管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 退出するときは、身体、衣類等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取る。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 放射線管理責任者は、管理区域の目につきやすい場所に放射性同位元素の取扱いに係る注意事項及び標識を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

## 第5章 維持及び管理

### (巡視及び点検)

第22条 放射線管理担当者及び施設管理担当者は、運用細則に従い、定期的に巡視及び点検を行い、その結果を放射線管理責任者及び施設管理責任者へ報告を行う。

- 2 放射線管理責任者及び施設管理責任者は、前項の巡視及び点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、主任者及び病院長に報告しなければならない。

### (自主点検)

第23条 放射線管理責任者、及び施設管理責任者は、運用細則に従い、年2回以上使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。自主点検を外部環境測定専門会社に依頼する場合も院内運用細則に基づき、年2回以上使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。

- 2 放射線管理責任者及び施設管理責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査して修理等必要な措置を講じ、その結果を相互に通報するとともに、主任者に通報しなければならない。

- 3 放射線管理責任者は、前項の調査の結果、その異常が使用施設等に係る保安に重大な影響があると認めるときは、主任者を通じ病院長に通報しなければならない。

### (点検結果の通知等)

第24条 放射線管理責任者及び施設管理責任者は、前条第1項の自主点検を終えたときは、その結果を主任者に報告しなければならない。

(修理及び改造)

第25条 放射線管理責任者及び施設管理責任者は、設備、機器等について、修理、改造等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2 病院長は、前項の承認を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき放射線安全管理委員会に諮問するものとする。

3 放射線管理責任者及び施設管理責任者は、第1項の修理、改造等を終えたときは、その結果について主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

## 第6章 放射線発生装置及び放射性同位元素の使用

(放射線発生装置等の使用)

第26条 放射線発生装置を使用する者は、放射線管理責任者の管理の下、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) インターロックが正常に作動することを使用前に確認するとともに、使用室内に人がいないことを確認すること。
- (2) 自動表示装置の使用中的旨の表示が自動的に表示されていることを確認すること。
- (3) 放射線照射時は、「照射中」である旨を明示すること。
- (4) 遮蔽物を用い、適切な遮蔽を行うこと。

2 放射線発生装置の使用に伴い、発生した放射化物の取扱いについては、汚染の拡大防止措置を講ずるとともに被ばく線量の低減に努めること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第27条 密封された放射性同位元素(校正用線源)を使用する者は、放射線管理責任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状況が正常であることを確認すること。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

(5) 密封された放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故発生の防止措置を講ずること。

(6) 密封された放射性同位元素を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

#### 第7章 放射性同位元素の受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄 (受入れ、払出し)

第28条 放射線同位元素を医療センターに受入れ又は医療センター外へ払出そうとする者は、あらかじめ放射線管理責任者の許可を得なければならない。

2 放射線管理責任者は、受入れの申請があった場合は許可証の貯蔵能力の範囲内であることを確認できた場合は、主任者の承認後に受入れを許可する。

3 放射線管理責任者は、払出しの申請があった場合は、払出し先の医療センターが許可範囲内であることを確認できた場合は、主任者の承認後に払出しを許可する。

4 放射性同位元素を医療センターに受入れ又は医療センター外へ払出そうとする者は、第41条第1項第1号から2号の記帳を行う。

#### (保管)

第29条 放射性同位元素の保管を行う者は、放射線管理責任者の管理の下に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、定められた貯蔵施設において保管すること。

(2) 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。

(3) 貯蔵施設は、放射性同位元素を保管中に、みだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

(4) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

#### (保管状況の調査)

第30条 放射線管理責任者は、年1回以上、密封された放射性同位元素の保管量及び保管の状況の調査を行い、放射性同位元素の種類ごとの保管量及び保管状況を取りまとめ、その結果を主任者に報告しなければならない。

#### (管理区域における運搬)

第31条 業務従事者は、管理区域において放射性同位元素等を運搬しようと

するときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(医療センター内における運搬)

第32条 業務従事者は、医療センター内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ放射線管理責任者の確認を経て主任者の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を運搬する場合は容器に密閉すること。
- (2) 放射性同位元素等を収納した運搬容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
- (3) 表面汚染密度については、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (4) 線量当量率については、運搬物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、運搬物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (5) その他関係法令に基づき実施すること。

(医療センター外における運搬)

第33条 医療センター外において放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとするときは、放射線管理責任者の確認を経て主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 前項の運搬を行う者は、第41条第2項第5号に規定する記帳を行わなくてはならない。

(廃棄)

第34条 放射線業務従事者は、放射化物を廃棄する場合、次の各号に従って行うとともに、第41条第2項第6号に規定する記帳を行わなければならない。

- (1) 放射線発生装置から取り外した規制対象部品(放射化物)は、速やかに廃棄業者へ委託廃棄しなければならない。

## 第8章 測定

(放射線測定器の保守及び校正)

第35条 放射線管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器について常に正常な機能を維持するように保守及び校正をしなければならない。

(場所の測定)

第36条 放射線管理担当者は、放射線障害が発生するおそれのある場所につ

いて放射線の量の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。  
また、放射線の量の測定結果に異常が認められた場合は必要な対策をしなければならぬ。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。  
また使用する放射線測定器は点検及び校正を1年ごとに組み合わせて行わなければならない。

3 密封された放射性同位元素（機器に装備された放射性同位元素を含む）の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界、医療センターの敷地内において人が居住する区域及び医療センター等の境界について行うこと。

(2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、密封された放射性同位元素を移動して使用する場合、取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。

4 放射線発生装置等の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界、医療センターの敷地内において人が居住する区域及び医療センター等の境界について行うこと。

(2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回行うこと。

5 測定を実施した際は、次の項目について測定結果を記録しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び型式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

6 前項の測定結果は、主任者が確認の上、放射線管理責任者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第37条 放射線管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を用いて、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。

ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。

- (1) 外部被ばくの測定は、測定の信頼性を確保するための措置が講じられた ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部機関による放射線測定器を選定し、行うものとする
- (2) 外部被ばく測定は、胸部(女子(妊娠不能と診断されたもの及び妊娠の意思のない旨を病院長に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りではない。))にあっては腹部)について 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定すること。
- (3) 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大腿部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第 1 号及び第 2 号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実行線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (6) 次の項目について測定の結果を記録すること。
  - ア 測定日時
  - イ 測定対象者の氏名
  - ウ 測定をした者の氏名
  - エ 放射線測定器の種類及び型式
  - オ 測定方法
  - カ 測定部位及び測定結果
- (7) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

- (8) 第6号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- ア 算定年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 算定した者の氏名
  - エ 算定対象期間
  - オ 実効線量
  - カ 等価線量及び組織名
- (9) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。ただし、内部被ばくの結果は、内部被ばくによる線量計算結果が、 $2\text{mSv}/3$ ヶ月以上であった場合のみ、被ばく線量として記録するものとする。
- (10) 前号による算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量または等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成23年4月1日以後5年ごとに区分した期間の累積実効線量または等価線量を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。
- ア 集計年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 集計した者の氏名
  - エ 集計対象期間
  - オ 累積実効線量
  - カ 等価線量および組織名
- キ 第6号から第10号までの記録は、放射線管理責任者が永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対してその写しを運用細則で定めた方法で配布・交付すること。なお、この記録は該当者が医療センターの従事者でなくなった場合、又は当該記録を5年以上保管した場合においてはこれを原子力規制委員会が指定する期間に引き渡すことができる。
- 2 放射線管理責任者は、前項の測定結果に基づき、使用施設等における1年間の放射線業務従事者数及び個人実効線量分布を作成し、主任者の確認を経て病院長に報告しなければならない。

## 第9章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第38条 放射線管理責任者は、次の各号の者に対し、本規程の周知徹底を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

(1) 放射線業務従事者

(2) 一時立入者

2 前項の規定による教育及び訓練は、以下の時期に実施する。

(1) 前項第1号の者が、初めて管理区域に立ち入る前

(2) 前項第1号の者が、管理区域に立ち入った後には、前回の教育を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

(3) 前項第2号の者については、管理区域に立ち入る前

3 教育及び訓練は、次に掲げる項目について実施すること。

(1) 第1項第1号の者に実施する教育及び訓練の時間の下限は以下の通りとし、具体的な項目及び必要な時間数は運用細則等に定める基準に基づき主任者が決定する。

項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規定
時間数	30分以上	60分以上	30分以上

(2) 第1項第2号の者に実施する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線における放射線障害の発生を防止するための必要項目とする。

(3) 社外の講習会や他の施設等で教育及び訓練を受けた者は、運用細則に定める条件を満たすことを主任者が認める場合は、本項の教育及び訓練として扱うこととしてよいものとする。

4 前項の事項の全部又は一部に関し運用細則に定める十分な知識及び技能を有していると主任者が認めた者に対しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

5 放射線管理責任者は、教育及び訓練を実施並びに省略を実施したときは、その都度実施結果を記録するとともに、主任者に報告しなければならない。

第10章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

(健康診断)

第39条 健康管理担当者及び産業医は、放射線業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
    - ア 初めて管理区域に立ち入る前
    - イ 管理区域に立ち入った後には6月を超えない期間ごとに1回
  - (2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。
    - (3) 問診は、放射線の被ばく歴の有無、被ばく歴を有する者については、作業の場所、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況について行うこと。
    - (4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウの部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、ア及びイの部位又は項目を除く。)については医師が必要と認める場合に限る。
      - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率の検査
      - イ 皮膚の検査
      - ウ 眼の検査
  - 2 健康管理担当者及び産業医は、主任者が必要と認めたときは前項の規定にかかわらず速やかにその放射線業務従事者の健康診断を行わなければならない。
  - 3 産業医は、健康診断の結果について、その都度次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
    - (1) 実施年月日
    - (2) 対象者の氏名
    - (3) 健康診断を実施した医師名
    - (4) 健康診断の結果
    - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
  - 4 健康管理担当者は、前項の健康診断の結果の記録を永久に保存するとともに実施の都度、記録の写しを運用細則で定めた方法で配布・交付すること。
  - 5 健康診断の結果の記録は、受診者が放射線業務従事者でなくなった場合又は当該記録を5年以上保管した場合においてこれを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すことができる。  
(放射線障害を受けた者等に対する措置)
- 第40条 産業医は前条の健康診断の結果、放射線業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者と協議しその程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入の禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を病院長に具申しなければならない。

- 2 病院長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。放射線管理責任者は、過度の被ばくを受けた者があった場合は、その原因調査を行い適切な措置を講ずるとともに主任者の確認の上、病院長に報告しなければならない。
- 3 放射線管理責任者は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け又は受けたおそれのあるときは、遅滞なく健康診断が行えるように産業医に依頼するとともに主任者に確認の上、病院長に報告しなければならない。
- 4 産業医は、前項の依頼があった場合には遅滞なく健康診断を行い、必要な保健指導等適切な措置を講じなければならない。

#### 第11章 記帳及び保存

##### (記帳)

第41条 放射線管理責任者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検、教育及び訓練並びに、放射線測定器の点検又は校正に係る記録を行う帳簿を備え記帳し、主任者の監査を受けなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ(購入、譲受け)

- ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
- イ 放射性同位元素の入手の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の入手に従事する者の氏名及び所属

(2) 払出し(譲渡し)

- ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
- イ 放射性同位元素の譲渡の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の譲渡に従事する者の氏名及び所属

(3) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名及び作業内容

(4) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び個数並びに数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(5) 運搬

- ア 医療センター外における放射性同位元素又は放射化物の運搬の年月日及び方法
  - イ 荷受け人又は荷送り人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名
- (6) 廃棄
- ア 放射化物の種類及び数量
  - イ 放射化物の廃棄の年月日、方法及び場所
  - ウ 放射化物の廃棄に従事する者の氏名
- (7) 自主点検
- ア 自主点検の実施年月日及び結果
  - イ 自主点検の結果に基づき講じた措置の内容
  - ウ 自主点検を行った者の氏名
- (8) 第37条の教育及び訓練
- ア 教育及び訓練の実施年月日及び項目
  - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (9) 放射線測定器の点検、校正
- ア 点検又は校正の年月日
  - イ 放射線測定器の種類及び型式
  - ウ 方法
  - エ 結果及びこれに伴う措置の内容
  - オ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名は記載しなくとも点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
- 3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は医療センターの廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理責任者が5年間保存しなければならない。
- 第12章 地震、火災その他の災害が起こった際の措置に関すること  
(地震、火災等の災害が起こった際の措置)
- 第42条 放射線管理責任者は医療センターの地域において大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住宅流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合）が起こった場合には第23条に規定する定期点検の項目について施設点検を行い、その結果を記録するとともに「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に基づき、防火防災管理者を通じ管理権原者（病院長）に報告しなければならない。
- 2 放射線管理責任者は、管理区域において火災が発生した場合又は医療センター内の管理区域外の火災で管理区域内の放射性同位元素もしくは収納容器

- に延焼する可能性のある場合（医療センター内運搬中の場合を含む）には「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に基づき、防火防災管理者を通じて管理権限者（病院長）並びに主任者へ報告しなければならない。
- 3 前項の連絡を受けた主任者は、直ちに原子力規制委員会へ電話連絡及びFAXにより状況を報告しなければならない。
  - 4 放射線管理責任者は、前項で放射線施設に火災が及んだ場合には、鎮火後第23条に規定する定期点検の項目について施設点検を行い、その結果を記録するとともに運用細則に定める災害時の連絡体制に従って病院長に報告しなければならない。
  - 5 病院長は、第1項又は第4項の点検の結果により法第33条第1項の措置が必要と判断した場合は、第47条により直ちに原子力規制委員会に事故等の報告を行うとともに第43条に規定する応急の措置を講じなくてはならない。
  - 6 地震等により火災が発生した場合、「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に基づき、院内自衛消防組織と連携し、初期消火及び患者誘導を行わなければならない。
  - 7 平日夜間及び土日、祝日に火災が発生した場合、「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に基づき、ICU当直医並びに中央監視室職員と連携し、初期消火及び安全区画への患者誘導を行わなければならない。

### 第13章 危険時の措置に関すること

#### （危険時の措置に関すること）

第43条 放射線施設（医療センター内運搬中の容器を含む）に災害や事故等で損壊等の被害が生じた場合やその他異常な状況が確認された場合、その発見者は、直ちに次の各号に従って応急の措置を講じる。

- (1) 放射線管理責任者又は主任者に状況を報告する（若しくは他の職員に報告を委託する）。
  - (2) 可能な範囲で被害の拡大防止に努める。
  - (3) 放射性同位元素を使用中に災害が起こったときは、速やかに放射性同位元素を安全に保管し、又は貯蔵庫に保管するよう努める。
  - (4) 放射線発生装置を使用中の場合は、直ちに使用を中止し、患者を避難させる。
- 2 放射線管理責任者又は主任者は、前項の情報を共有するとともにその旨を病院長に通報する。
  - 3 病院長は、前項の連絡を受けてその状況から放射線障害が発生又は発生するおそれがあると判断したときは、関係する所轄の警察署又は消防署又は労

働基準監督署等への通報を行う。ただし、特に緊急を必要とすると判断されたときは、放射線管理責任者又は主任者が通報を行う。病院長にあつては遅滞なく原子力規制委員会及び関係機関の長に届け出なければならない。

- 4 病院長は、「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に基づき必要な連絡を行い、直ちに防火・防災対策本部を組織する。病院長はさらに、必要な応急措置を判断し、放射線管理責任者及び主任者に指示し、必要な対応を行う。
- 5 病院長、主任者、放射線管理責任者は、第1項の通報を受けたときは、直ちに避難警告、密封放射性同位元素破損の有無確認、汚染の有無確認、汚染がある場合の汚染広がり防止、汚染の除去、放射性同位元素の隔離等の緊急措置を講じ、必要に応じて所定の表示などをする。
- 6 緊急作業が必要な場合、病院長が作業者を指示する。緊急作業者は必要な個人線量計、被爆防止のための防護具等を装備し作業をしなければならない。
- 7 病院長は、応急の措置を講じた者、周囲にいた者又は緊急作業者が、法令で定めた数値を超える被ばくをした場合又は被ばくをしたおそれがある場合、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。
- 8 病院長は、前項の場合においては第47条に規定する事故等の報告を原子力規制委員会に行わなくてはならない。
- 9 病院長は、放射性同位元素の保管の場所及びその保管の状況を所轄の消防署にあらかじめ通知し、災害対策等につき協議しておかななければならない。

#### 第14章 情報提供に関すること

(情報提供)

- 第44条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、「北播磨総合医療センター防火・防災対策計画」に規定する防火・防災対策本部が対応し、病院長が総括する。
- 2 病院長は、前項の事態が発生したときは緊急対策本部に問い合わせ窓口を設置し対応にあたらせる。なお外部からの問合せ対応はホームページ等を通じて行う。
  - 3 病院長は、その災害、危険事態の大きさにより外部への情報提供の方法を判断決定し、以下の情報を随時提供する。
    - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
    - (2) 汚染の状況等による医療センター外への影響
    - (3) 事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
    - (4) 応急の措置の内容

- (5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) その他事故に関する情報

#### 第15章 業務の改善に関すること

##### (業務の改善)

第45条 病院長は、安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全に関する業務、放射線障害の防止、教育訓練等（以下、「放射線安全管理業務等」という。）について評価改善を継続的に行わなければならない。

- (1) 病院長は、放射線安全管理業務等について適切に実施されていることを確認するため、放射線安全管理委員会に業務評価を実施させるものとする。
- (2) 病院長は、業務評価の結果により改善が必要と認められた場合は主任者及び放射線管理責任者にそれぞれ命じて改善計画書を立案させなければならない。
- (3) 主任者及び放射線管理責任者は、指示があった場合、遅滞なく改善計画を報告しなければならない。
- (4) 病院長は、改善計画を承認した場合、主任者及び放射線管理責任者へ改善の指示を行うものとする。
- (5) 主任者及び放射線管理責任者は、改善を行い、その改善内容を病院長に報告する。
- (6) 放射線管理責任者は、前項の記録の報告書について事業年度末の翌日から5年間、中央放射線室で保管しなければならない。

#### 第16章 報告に関すること

##### (放射線管理状況報告書)

第46条 放射線管理責任者は、規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第2項に定める放射線管理状況報告書を毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、主任者を經由のうえ病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、毎年6月30日までに放射線管理状況報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

##### (事故等の報告)

第47条 放射性同位元素の取扱い、放射線発生装置の使用において、次の各号に掲げる事態の発生を発見若しくは確認した者は、直ちにその旨を第42条第2項に掲げる者（以下、「病院長等」という。）のいずれかに直ちに報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素又は放射性汚染物の盗取又は所在不明が発生した場合
  - (2) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合
  - (3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
  - (4) 前各号のほか放射線障害が発生し又は発生するおそれのある場合
- 2 病院長等は、前項の事象の発生を知った時も含めて直ちに必要な措置を講じるとともに原子力規制委員会及び関係機関に通報しなければならない。

#### 第17章 その他

##### (罰則)

第48条 主任者は、放射線業務従事者等が本規程に著しく違反したときは、病院長に報告するものとする。

- 2 病院長は、前項の報告を受けたときは、委員会の議を経て、第15条に定める登録を取り消すことができる。

##### 附 則

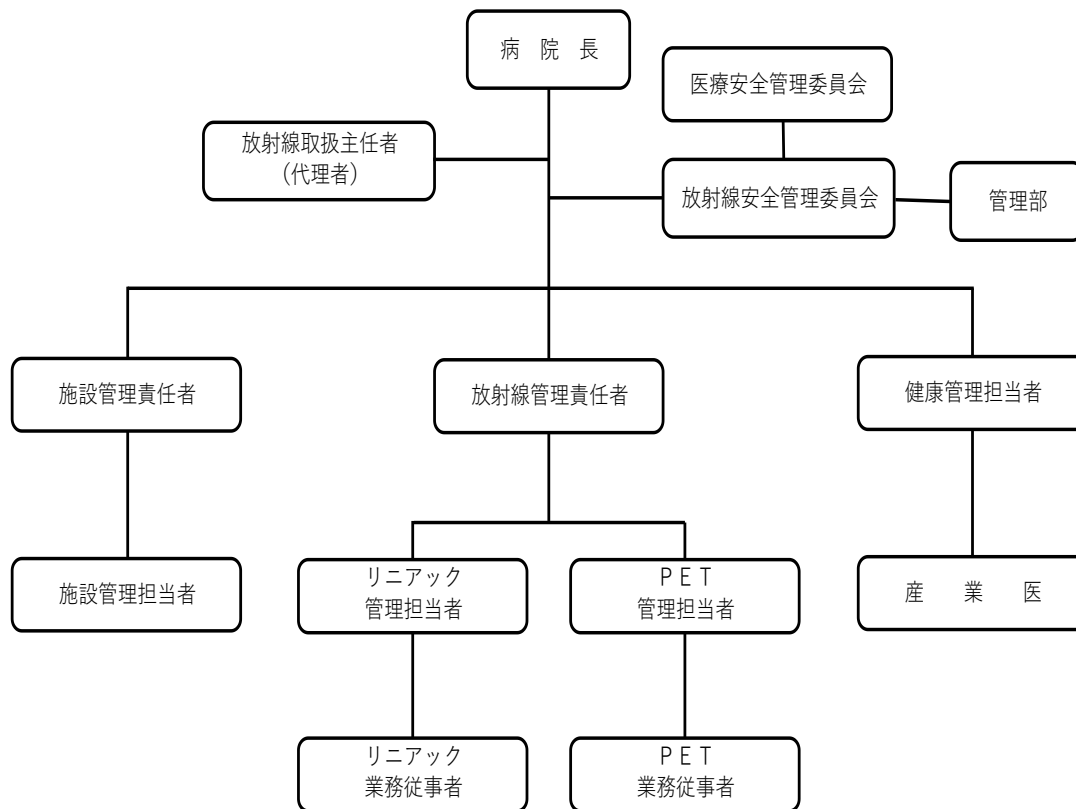
この規程は、平成25年7月8日から施行する。

##### 附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

別図1 (第7条関係)

[放射線安全管理組織図]



別図2 (第42条関係)  
災害時の連絡通報体制

